

診療放射線技師法改正と告示研修

上田 克彦

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長

今秋10月1日、改正された診療放射線技師法が施行されました。これまでの幾たびかの改正と異なり侵襲的な行為が含まれるなど、大きな変革であることはこれまでもお伝えしました。また法律・省令改正以外に、これまでに認められた業務においても、タスク・シフト/シェアのために推進する業務などの付随した通達があります。本会からも随時お知らせしておりますが、今回は以下をお伝えしたいと思います。



まず、医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアを進めるに当たっての基本的な考え方と、各職種へ推進する業務についての通達で、「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」（医政発0930第16号）です。

この案件につきましては、本会では日本医学放射線学会などとも協議した上で具体内容を厚生労働省に報告し、以下の項目が記載されました。

①撮影部位の確認・検査オーダーの代行入力等 ②画像誘導放射線治療（IGRT）における画像の一次照合等 ③放射線造影検査時の造影剤の投与、投与後の抜針・止血等 ④血管造影・画像下治療（IVR）における補助行為 ⑤病院又は診療所以外の場所での医師が診察した患者に対するエックス線の照射 ⑥放射線検査等に関する説明、同意書の受領 ⑦放射線管理区域内での患者誘導 ⑧医療放射線安全管理責任者

以上の具体業務については、厚生労働省の通達に記載されており、本会のホームページにも掲載しておりますので、ぜひ、内容を確認いただきますようお願い致します。

次に、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」（健発1001第1号）の通知も発出されています。これは、診療放射線技師法における“病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合においては、医師の立会いなく診療放射線技師が乳房エックス線検査を実施することが可能”に改正されたことによるものです。

最後に、学生教育に重要な“指導ガイドライン”については、「『診療放射線技師養成所指導ガイドラインについて』の改正等について」（医政発0930第12号）として発出されました。この中の臨床実習に関する項目では、「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいとされたことや、参加型実習についても記載されています。この診療放射線技師臨床実習指導者講習会は、厚生労働省の定める基準に合ったものが要求されております。

このように、10月1日から「新しい診療放射線技師の時代が始まった」とも言えます。

「告示研修」について、すでに基礎研修は大勢の修了者がおられます。感染症の影響で遅れていた実技研修についても準備が進んでおりますので、今後の情報にご注目ください。実技研修参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、参加者には不織布マスクの他、フェースシールドまたは眼鏡などの持参、参加前の体調記録などをお願いすることになりますが、安全な運営にご協力いただき、実りある研修にしたいと思います。そして来年こそは、新しい日常の中で安全に過ごすことができるように祈っております。